

令和 6 年 9 月 5 日

事業所 管理者 様

## 食事提供体制加算の算定要件の追加について（通知）

みだしの加算につきましては、令和 6 年 4 月 1 日より以下の要件が算定に必要なものとして追加されたところです。

（追加された算定要件）

- （１）事業所の従業者として、又は外部との連携により、管理栄養士又は栄養士が食事の提供に係る献立を確認（年 1 回以上）していること。
- （２）食事の提供を行った場合に利用者ごとの摂食量を記録していること。
- （３）利用者ごとの体重又は BMI をおおむね 6 月に 1 回記録していること。

※ BMI = 体重 (kg) ÷ 身長 (m) ÷ 身長 (m) で算出

令和 6 年 10 月 1 日からは、食事提供体制加算の算定にあたっては、（１）（２）（３）すべての要件を満たしていることが必要になります。

10 月以降も加算算定の継続を希望する事業所につきましては、管理栄養士又は栄養士が食事の提供に係る献立を確認する体制を整備してください。

なお、体制を整備できない場合は、加算を算定できなくなりますので、令和 6 年 10 月 1 日付で食事提供体制加算「なし」の届出を行ってください。

（根拠法令等）

- ・障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準等の一部を改正する告示（令和 6 年 こども家庭庁・厚生労働省告示第 3 号）

<https://www.mhlw.go.jp/content/001239565.pdf>

※各サービス、「食事提供体制加算」の欄を参照。

- ・障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準等の制定に伴う実施上の留意事項について（平成 18 年 10 月 31 日 障発第 1031001 号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知）【新旧対照表】

<https://www.mhlw.go.jp/content/001297224.pdf>

※139 ページ～141 ページに記載、生活介護サービス費「⑭食事提供体制加算の取り扱いについて」を参照。短期入所については 166 ページに記載、短期入所サービス費「⑰食事提供体制加算の取り扱いについて」も参照してください。

以 上

（法人指導課 障害事業所指定担当）